

議 事 録

会議の名称	第 5 回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）会議
開催日時	令和 6 年 12 月 16 日 午後 4 時 00 分から
開催場所	上牧町役場 西館 2 階 第 6 会議室
出席者 （委員等）	福仲部会長、西尾委員、関委員、小倉委員、武田委員、高田委員、千川委員、吉村委員（代理）
出席者 （事務局等）	教育総務課長、教育総務課長補佐
傍聴の有無	無
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	1. 開会 2. 統合中学校への通学手段に関するアンケート結果について 3. 通学方法に関する方針（案）について 4. その他（連絡事項等） 5. 閉会
会議資料	・通学部会資料 10-1：「統合中学校への通学手段に関するアンケート調査結果報告書」 ・通学部会資料 10-2：「統合中学校への通学手段に関するアンケート調査結果（一覧表）」 ・通学部会資料 11：「統合中学校の通学方法に関する方針について（案）」
決定事項	方針（案）については軽微な修正を行ったうえで、学校統合準備委員会に上程する。
特記事項	なし
次回日程	未定

内 容（簡 易 対 話 形 式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。

 なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためＩＣレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。

 それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 統合中学校への通学手段に関するアンケート結果について

福仲部会長 それでは案件事項の議事を進める。

 まず、「通学部会資料10－1：統合中学校への通学手段に関するアンケート調査結果報告書」に関して、事務局から説明をお願いします。

（資料について事務局が説明）

福仲部会長 ただいま説明があったことに関して、アンケート結果を踏まえ、まずは自転車通学の是非について何か意見等はないか。

武田委員 スクール・バスに関する意見・要望が非常に多い。仮にスクール・バスを導入する場合は、自転車通学はなしになるのか。

事務局 利便性等を考慮し、スクール・バスを導入したとしても、希望する生徒がいる場合は、自転車通学を選択できるようにしたいと考えている。

武田委員	スクール・バスを導入する場合、自転車通学の対象範囲はかなり限定されるのではないかと。
事務局	自転車通学を許可する対象については、前回の通学部会で協議・検討したとおり、上牧中学校区で最も通学距離の長い松里園地区（実測約 2.5 km）を超える通学距離となる生徒と考えているが、それはスクール・バスを導入する・導入しないにかかわらず同じ基準で考えているので、対象が減るということはない。また、スクール・バスの利用に関する検討については、今回のアンケート調査において、上牧第二中学校区のほぼ全域のかたからスクール・バスの要望が出ているものと思われるので、自転車通学の基準ありきで議論するのではなく、別途検討したい。もし仮に要望どおりにスクール・バスを導入する場合、上牧第二中学校区の一部には松里園地区よりも通学距離の短い地区もあるので、松里園地区をはじめとする上牧中学校区の生徒のスクール・バスの利用についても、検討をしないといけないと考えている。しかし、自転車通学に関しては、松里園地区から同じ距離を歩いて小学生が通っており、小学生に関しては、安全上、自転車通学させることができないので、統合によって、松里園地区の児童生徒の通学距離（実測約 2.5 km）よりも距離が長くなる生徒については、自転車通学を許可するという方針にするのがいいのではないかと部会での議論のもと、本案について保護者に是非を問うアンケートを行ったので、その結果を踏まえて、本案の是非についてご検討いただきたい。
武田委員	スクール・バスの可能性はあるのか。
事務局	この場でその答えを出すことはできない。次の議題の内容と重なってしまうが、来年 3 月に町長の交代があるので、政策的に大きな方針を決めることができない。1 月に予定している保護者説明会にも当然間に合わないなので、いただいたご意見を踏まえて、検討・協議を継続していきたいと考えている。

武田委員	説明会では保護者からこの質問が出るのではないかと。それにどう回答するつもりなのか。
事務局	1月の説明会では現段階の考え方を答えるしかない。この1回で説明を終わらせようとも思っていないので、通学手段に関する検討結果や統合の準備の状況などについては、改めて周知できればと考えている。
武田委員	1月に何回か説明会をしようと考えているのか。
事務局	少なくとも通学方法に関する方針については、決定した段階で改めて説明しないといけないと思っている。
福仲部会長	2.5 kmを超える通学距離の生徒について、申請により徒歩以外に自転車を使って通学することを許可するという方針について異議はないか。
(異議なし)	
西尾委員	自転車通学を選択肢として残すということについては、これだけの賛成の票数であることを踏まえると、認めていくことが適当であると考えてるが、安全確保に向けた対策を講じていく必要がある。
事務局	その部分については、引き続き通学部会で検討していきたい。
福仲部会長	吉村委員（代理）にお聞きするが、自転車で通っていい道について教えていただきたい。現在、滝川沿いの道を自転車通学の際の通学路として指定しようと考えているが、あの道路は自転車で通行していい道か。
吉村委員（代理）	地理的によくわからない。
事務局	滝川の左岸が数年前に「自転車優先道路」として整備されたが、その道路については、現在も自転車で通行されている道路になっているので、特に問題ないと考えているが、その認識でいいか確認したいのと、町内の歩道について自転車で通行すること

はできるのか伺いたい。

福仲部会長 例えば、交番の前の歩道はかなり広くなっていて、普段、その歩道を自転車で通行している様子をお見かけする。車道を走っている自転車のほうが少ないと思うが、中学生にその歩道を自転車で通行してもいいと学校として言ってもいいのか。通学路に指定する道路をどれにするかによって、生徒の通学距離も変わってくる。

吉村委員（代理） 自転車で通行できる歩道は基本的には標識が設置されているかどうかで判断されるというのが大原則である。ただ、あくまで通行することが「可能」ということであって、当然歩道なので、歩行者がいる場合は、歩行者が優先される。

千川委員 うろ覚えであるが、滝川沿いの道路には「歩行者優先」と書いてあったように思う。

事務局 滝川には右岸と左岸があり、左岸は「自転車優先道路」なので、右岸が「歩行者優先道路」になっているのかもしれない。

千川委員 千葉県では、横断歩道に歩行者がいる際、約８割が停止するが、大阪府では約２割にとどまっているという情報を聞いたことがある。実際に自分も危険を感じたことがある。今回のアンケート結果もそういった不安の表れではないかと思う。反対する人の多くは、そういったデメリットを心配されている。自転車通学にはメリットも当然あるが、その裏にデメリットがあることも忘れてはいけない。

福仲部会長 意見をまとめる。通学部会としては、2.5 kmを超える通学距離となる生徒については、自転車通学を希望する場合、申請により自転車通学を選択することができるという方針とする。ただし、通行してもいい道については、今後引き続き検討課題とする。

武田委員 それは通学路を指定するということか。

福仲部会長 お見込みのとおりである。現状、学校では徒歩の通学路しか指定していないので、自転車通学を許可する場合は自転車通学用

の通学路を指定する必要があるのではないかと考えている。

武田委員 現在の通学路指定は、個別の道路をすべて網羅しているものではないのではないかと。

福仲部会長 主要な道路を指定している。学校は通学路を指定しないといけない。

武田委員 現実には指定されていない道路も通っている。どこから通学路に指定されていて、どこから通学路でないかということを普段生徒は認識せずに通行している。

福仲部会長 通学路指定については、学校がしないといけないものである。現実に通ってきている道路の話よりも、まずは通学路に指定する道路について考えたい。生徒には、年度当初に通学路を示している。

武田委員 地図で示しているのか。

福仲部会長 お見込みのとおりである。

武田委員 自転車で歩道を通行できるというのは、年齢も条件としてあったと思うが、どうだったか。

吉村委員（代理） 道路標識の有無にかかわらず、13歳未満と70歳以上は自転車で歩道を通行することができる。ただし、中学校の通学路なので、その年齢要件を当てはめにくい。例外もあるが、自転車は車道を通行するというのが原則である。標識があっても、歩道を通行することが「できる」というだけで、自転車で歩道を通行中に歩行者と接触すれば、自転車が悪いとなる。通学路指定するのに適切であるかどうか判断するのは難しい。同じ時間に歩道を自転車でたくさん通行されたら、歩行者の通行の妨げにもなる。

福仲部会長 通学路指定する道路については、今後引き続き協議・現地調査等を行いながら検討することとする。

3. 通学方法に関する方針（案）について

福仲部会長 それでは案件事項を進める。

 続いて、「通学部会資料Ⅱ：統合中学校の通学方法に関する方針について（案）」に関して、事務局から説明をお願いします。

 （資料について事務局が説明）

福仲部会長 「１．経緯等」と「２．保護者アンケート調査結果」については、この内容でいいか。

 （異議なし）

福仲部会長 次の「３．通学方法に関する方針案」の「（１）現上牧中学校区の生徒の通学方法について」は、従来どおりの通学方法とするということでもいいか。

 （異議なし）

福仲部会長 次の「（２）上牧第二中学校区の生徒の通学方法について」は、どうか。

福仲部会長 私のほうから事務局に確認する。アンケート結果報告書を見ると費用補助の要望がいくつか散見される。費用についての意見への対応が未確定であるが、費用面の手立ては学校ではできない。そうなると「学校への申請」という表現がネックになる。「学校への申請」と書かずに「申請制」という表現にしてもらいたい。

事務局 ここで示している「学校への申請」というのは、自転車通学をすることに対する申請であって、費用補助の申請を意味するものではない。実際に費用負担の軽減を求める要望に対して、制度を設け、措置を講じる場合、制度の創設や予算の確保は町で行う

ことになるし。補助申請の窓口も町になる。ただ、これもスクール・バスと同じ話で政策的な内容になるので、その方針を示すのが難しいところである。引き続き町のほうで検討する内容になると思うが、部会としても、こうした要望を踏まえてどう取り扱うべきかご提言いただくこともご検討いただきたい。

福仲部会長 「申請制」という表現にしておいてもらいたい。

事務局 承知した。

千川委員 今までの話を聞いていると、自己責任でやって、何か事故があった場合は、家庭が責任をもたないといけないというふうにも聞こえる。親として安心な表現にした方がいいのではないか。

事務局 通学に関しては、原則、保護者さんの責任のもとで行われるものという認識である。徒歩にせよ、自転車にせよ、バスにせよ、どの手段を選択して通学されても安全を確保できるよう、できる限りの対策は講じていくが、何か事故があればすべて学校や町の責任とされても難しい部分もある。自転車通学を希望される生徒が、学校に申請される際にも、「自己責任で自転車通学します」という宣誓をしていただくかたちになろうかと思う。すべて学校や町で責任を持ちますという表現にはできない。特に自転車通学は強制ではないので、趣旨をご理解・ご同意いただいた上で、自転車通学を許可するという対応を想定している。

千川委員 例えば、通学中の事故が心配な保護者が車で送り迎えすることも是とするのか。申請していただいて。

事務局 具体的な取扱いまで決めていないので、申請に関しては何とも言えないが、少なくとも個別の事情で、車で送り迎えをするというのは、今もすでに対応されていると思う。次の「(3) 特例措置（個別対応）について」に含まれてくるのではないか。

福仲部会長 当然対応することになる。

武田委員 自転車通学をされている他市町村の実態は把握されているのか。例えば、費用を学校が負担しているとか。

福仲部会長 聞いたことはない。私が以前に勤めていた学校では自転車通学が行われていたが、保護者から自転車通学の申請書を提出してもらっていた。基本地区指定だが、新しい戸建ての住宅は地区指定から外れるケースもあるので、その際は距離で判定していた。保険加入やヘルメットの着用に関する宣誓もあった。費用（ヘルメットとシールの購入）は家庭での負担であった。葛城市も自転車通学が多いが、そのような補助があるとは聞いていない。一部電車通学も認めているが、その費用の補助もないとのことである。

武田委員 通学に関する費用は、保護者負担という認識だった。通学にかかる費用負担の軽減を図るとなると、次は制服だって補助しろとなるのではないか。

高田委員 保険は自転車通学にも適用されるのか。

福仲部会長 自転車保険は、加害に関わる部分の話で、通学に関しては、事務局から説明があったとおり、家庭の責任においてというのが原則である。その他に、日本スポーツ振興センターの給付金があるが、通学においても対象になっている。ただし、給付金の支給を認めるかどうかの判断は学校ではなく、センターで行うことになる。なお、自転車保険については、保護者の自動車保険に付帯しているケースもある。

高田委員 承知した。

福仲部会長 「（３）特例措置（個別対応）について」まではこれでよいか。

（異議なし）

福仲部会長 「（４）その他」について何か意見はあるか。

武田委員 「新町長が就任するまで、方針を決定することができない」とあるが、事務局としては、それまで何もしないということではないという認識でいいか。

事務局	何もしないということではない。引き続き検討・調査し、方針を決める際の判断材料を用意しておくことになると思うが、最終的な方針については新しい町長に確認していくことになる。
武田委員	検討する部署みたいなのができたりしないのか。
事務局	検討については、今後も学校統合準備委員会（部会）で行っていくというのが基本になると思う。ただ、事業費が発生するものについては、部会だけで決めにくい部分もあるので、そういった内容に関しては、町でも内部的に調整しながら、案をまとめていくことになると思う。
福仲部会長	「別に基準を設け」というのはどんな想定か。
関委員	自転車通学については距離が 2.5 km となっているが、バス通学の基準も同じように考えるのか。PTA の会議でも、この距離に対して不安を持っている保護者は多い。
事務局	基本的には上牧第二中学校区のほぼ全域からご要望をいただいていると思うので、自転車通学の基準である 2.5 km という基準ありきではなく、あるべき支援について検討していく必要があるだろうという意味である。自転車通学の 2.5 km という基準を満たすかどうかは学校の通学路の設定次第で変わってくるので、今後、通学路の設定に関する議論も重要になってくる。
福仲部会長	悩ましい問題である。
事務局	仮にスクール・バスを導入した場合でも、バスには定員があるため、日によって通学方法を変えられるというのは難しいと思う。
千川委員	一段落目までが、方針として伝えたいメインの内容で、付帯で説明されている内容が二段落目だと思うが、この内容を保護者が見たときに、新町長が就任したらバス通学が認められるという解釈をされてしまわないか心配である。
事務局	この資料は、学校統合準備委員会及び教育委員会の委員に通学方法に関する方針について、承認を得るための議案であるので、保護者に対して示すものではない。ただ、保護者説明会で質問を受け

たときに、このような回答をする場面はあると思う。

福仲部会長 文部科学省が示している通学距離の基準（小学校 4 km、中学校 6 km）は検討には入れないということでもいいか。

事務局 当初の考え方では、国の基準をもとにしていたので、バスに関する検討もしてこなかったというのが実情だと思うが、今回のアンケート調査や通学経路調査の結果を踏まえ、地形的な問題、気候的な問題、安全面の課題など、国の基準にとらわれず総合的に勘案しながら検討していく必要があるだろうと考えている。

福仲部会長 「(4) その他」もこれでよいか。

(異議なし)

福仲部会長 それでは、この内容で学校統合準備委員会のほうに上程していただくようお願いします。

事務局 一点だけ確認であるが、費用負担に関する要望への対応に関して、方針案には触れられていないが、「4. その他」で少し触れておいたほうがよいか。ご意見いただければ幸いである。

関委員 ヘルメット補助はすでに町のほうでやっていたのではないか。

事務局 やっている。

高田委員 私も申請した。

小倉委員 学校に関係なく補助しているのか。

高田委員 学校に関係なく補助している。

武田委員 予算の範囲内での対応だと思う。

吉村委員（代理） 町のホームページにも掲載されている。上限 3,000 円となっている。

武田委員 上牧第二中学校の PTA ではこの話は出ていないのか。

小倉委員 出ている。2.5 km を基準にしている理由がわからないという保護者のかたが多いが、説明すれば納得されていた。荷物の重さが懸念されるので、自転車通学したいという声もある。

関委員	草は刈ってくれるのかとか道が狭いので、きちんとしてくれるのかとかという声もある。暗い道も多い。これからやってくれる方向か。
事務局	お見込みのとおりである。
千川委員	フランスでは視認性をよくするために、子どもの自転車に旗をつけている。
関委員	自転車で集団になってスピードを出しながら通行する生徒がでてきそうなのが心配である。
福仲部会長	上牧交差点から学校までは、押して歩いてもらうことにしようと考えている。
福仲部会長	補助の話に戻るが、文章表現のなかに「多額の事業費を要する」というものもあるので、町が何らかの負担をすることを前提に書かれていると解釈できると思う。
事務局	「多額の事業費を要する」というのは、バスの導入に費用を要するという意味である。
福仲部会長	全部保護者負担というのは、どう考えても無理だと思う。
事務局	バスの導入費用を保護者に求めることは想定していない。
関委員	購入も検討しているのか。
事務局	購入するにしても、委託するにしてもかなりの費用になる。
小倉委員	奈良交通と提携するのは難しいのか。
事務局	早めに調整すれば運転手等を確保してもらうことは可能であるが、事業費が年間で10,000千円～20,000千円するので、その費用がネックである。複数台となるとさらに事業費は上がる。
関委員	路線バスに乗るというのは、だめなのか。
事務局	それを可とするかどうかについては、今後の検討になる。そのバスに生徒全員が乗り切れるかという問題もある。コミュニティ・バスも検討しているが、キャパシティが課題となっている。
福仲部会長	2.5 km以上の通学距離で自転車通学を選ばない生徒がバスに乗ると考えるとある程度絞られるが、2.5 kmの基準を外して検討する

となると、キャパシティの問題も出てきて難しいのではないかと
思う。また、学校には駐車場はないので、役場で乗降してもらうこ
とになる。

関委員 新校舎には校門に鍵はついているのか。

事務局 正門の横に電気錠付きの勝手口を整備する予定である。

小倉委員 2.5 kmを超える生徒の数はだいたい何人くらいか。

事務局 通学路の指定のしかた次第で変わるので、一概に言えないが、片
岡台地区の一部でだいたい 30 人程度。

千川委員 回答率はどのように算出しているのか。

事務局 回答数を世帯数で除した。

福仲部会長 費用負担への要望への対応に関する記載に関してであるが、ヘルメットを補助していただいている反面、事業費については予想
を超える高額なものになっているので、保護者の負担が少しでも
軽減されるような手立て（方策）を検討するというニュアンスの表
現を補足するくらいしかないと思う。

事務局 承知した。

武田委員 補助に関しては、現実的に町で出せるのか。

事務局 まだ具体的な検討をしていないので答えられないが、スクール・
バスの導入と並行して検討することになると思う。例えば、スクー
ル・バスを出せない場合に公共交通機関の利用料を補助するとか、
そういう検討のしかたになるのではないか。統合がなければ、上牧
中学校区の生徒と同じように徒歩で通えたのに、統合によって通
学に費用がかかるようになり、不公平感が生じているということ
を言われることもある。意見を踏まえて、町としてできること、す
べきことを検討していかないといけない。

武田委員 それが通用したら、いろんなところに波及するのではないか。

事務局 お見込みのとおりである。

4. その他（連絡事項等）

福仲部会長 それでは、委員又は事務局から何か連絡事項等はあるか。

事務局 この本日、検討・協議いただいた「通学方法に関する方針(案)」
に関しては、学校統合準備委員会の議案として本日中のポスティングを予定している。ポスティング資料の案内文書にも記載しているが、決議書を 12 月 19 日（木）までに、FAX か E メール、いずれの手段も使える環境にない場合は、事務局にお電話いただければ、直接お受け取りに伺うので、ご協力いただきたい。
なお、保護者説明会の日時・会場は現在調整中である。

福仲部会長 ほかに意見等はないか。

（意見等なし）

福仲部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため、事務局に進行
を移したいと思う。

5. 閉会

事務局 以上をもって第 5 回上牧町学校統合準備委員会（通学部会）
会議を閉会する。

以上